介護支援専門員及び介護支援専門員実務研修修了者のみなさまへ

介護支援専門員に関する申請及び届出について

現在登録を受けている介護支援専門員及び介護支援専門員実務研修を修了された方は、介護保険法及び介護保険法施行規則の規定により、下記の場合には申請又は届出の手続が必要となりますので、ご確認いただき遺漏のないようご注意ください。

それぞれの申請等の手続は、指定の様式に必要事項を記入し必要な書類を添付のうえ、

**三重県医療保健部長寿介護課へ原則「簡易書留郵便」**（持参可）にて、**封筒表に「介護支援専門員資格関係書類」と朱書きのうえ**、提出してください。送付先の住所については、末尾の問い合わせ先欄をご確認ください。

**介護支援専門員資格登録簿への登録又は介護支援専門員証の交付を受ける場合**

* 平成１８年４月１日以降の実務研修修了者の方は、研修修了日から３か月を経過すると登録できなくなります。

１）介護支援専門員実務研修修了後、資格登録と専門員証の交付申請を同時に行う場合

　　次の書類を揃えて、提出してください。

* + 介護支援専門員登録申請書（第１号様式）
  + 介護支援専門員証交付申請書（第１０号様式）
  + 住民票（発行日より６か月以内、コピー不可、原本１通）
  + 写真２枚（★A　縦3.0㎝×横2.4㎝　６か月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景のもの。１枚は申請書（第１０号様式）に貼付、２枚目は裏に氏名を透明の小袋等に入れ、ホッチキスで留めて提出。スナップ写真を切り取ったものや、２枚が同一でない写真は認めません。）
  + 実務研修修了証明書（写）
  + 三重県収入**証紙**２，０００円分（県内の主要銀行等で購入。郵便局で販売している収入**印紙**ではありません。）
  + 名簿公開確認票

＊ 提出書類の作成は、申請書の注意書きをご確認のうえ行ってください。

＊ 介護支援専門員証の郵送料は手数料に含まれていますので、返信用封筒は不要です。

＊ 介護支援専門員証の交付は、長寿介護課に届いたものから順に行います。お手元にお届けできるのは、長寿介護課に提出書類が到着してから１か月程度となりますのでご承知おきください。

＊ 実務研修のカリキュラムが変更になったことで、平成２９年度からは**介護支援専門員証の４月１日付けの交付はできません。**急ぎで介護支援専門員証を必要とされる方につきましては、申請書一式の提出をお早めにお願いします。介護支援専門員証の交付年月日については、書類をご提出いただいた日以降の日付となりますので、ご承知おきください。

1. 介護支援専門員資格登録簿への登録のみ行う場合

次の書類を揃えて、提出してください。

* + 介護支援専門員登録申請書（第１号様式）
  + 住民票（発行日より６か月以内、コピー不可、原本１通）
  + 実務研修修了証明書（写）
  + 名簿公開確認票
* 提出書類の作成は、申請書の注意書きをご確認のうえ行ってください。
* 介護支援専門員資格登録簿に登録しましたら、介護支援専門員資格登録通知書を発行します。登録通知書を県庁へ取りに来ることができない方は、宛先を明記のうえ、返信用切手（簡易書留料金分）を貼った返信用封筒（定形）を申請書と併せて提出してください。
* 介護支援専門員資格登録簿に登録後５年以内であれば、交付申請により介護支援専門員証の交付が受けられます。その場合の介護支援専門員証の有効期間は、その時点から５年間となります。
* 介護支援専門員資格登録簿に登録後、５年を経過してから介護支援専門員証の交付を受ける場合には、再研修の受講が必要となります。再研修を受講することで介護支援専門員証の再交付を受けることができます。ただし、三重県の再研修は年に1回ですので、実務に就こうと考えても研修時期が合わなければすぐに働けないことになりますのでご注意ください。

1. 介護支援専門員資格登録簿に登録されており、介護支援専門員証のみ交付申請を行う場合

次の書類を揃えて、提出してください。

* + 介護支援専門員証交付申請書（第１０号様式）
  + 介護支援専門員登録通知書（写）（平成１８年度以降登録者の方のみ）
  + 住民票（発行日より６か月以内、コピー不可、原本１通）
  + 写真２枚（★Ａ）
  + 実務研修終了証明書（写）
  + 三重県収入**証紙**２，０００円分（県内の主要銀行等で購入。郵便局で販売している収入**印紙**ではありません。）
* 提出書類の作成は、申請書の注意書きをご確認のうえ行ってください。
* 登録を受けた日から５年を経過すると、再研修を受講しないと介護支援専門員証の交付申請を行うことができませんのでご注意ください。

1. 再研修修了後、介護支援専門員証の交付申請を行う場合

　　次の書類を揃えて、提出してください。

* + 介護支援専門員証交付申請書（第１０号の２様式）
  + 住民票（発行日より６か月以内、コピー不可、原本１通）
  + 写真２枚（★A）
  + 再研修修了証明書（写）
  + 介護支援専門員証（平成１８年度以降介護支援専門員証の交付を受けていない人は介護支援専門員登録証明書及び携帯用登録証明書

＊いずれも原本を添付、紛失した場合は誓約書を添付

* + 三重県収入**証紙**２，０００円分（県内の主要銀行等で購入。郵便局で販売している収入**印紙**ではありません。）

＊ 提出書類の作成は、申請書の注意書きをご確認のうえ行ってください。

**三重県の資格登録簿の登録を他の都道府県の資格登録簿に移す場合**

申請書等必要書類については、登録を移したい都道府県の介護保険担当課にお問い合わせください。移転先の都道府県が指定した必要書類とともに、介護支援専門員証（又は、介護支援専門員登録証明書及び携帯用登録証明書）の原本も提出してください。

なお、この場合の申請書等の提出先は**三重県医療保健部長寿介護課**です。**簡易書留にて**

**封筒表に『介護支援専門員登録移転申請』と朱書き**して提出してください。送付先の住所については、末尾の問い合わせ先欄をご確認ください。

**他の都道府県の資格登録簿の登録を三重県の資格登録簿に移す場合**

次の書類を揃えて、**現在登録を受けている都道府県へ**提出してください。

申請書は三重県知事あての三重県の書式を使用しますが、いったん登録元の都道府県へ書類を提出し、登録元の都道府県から三重県へ書類が送付されるシステムになっています。

なお、申請書等の提出先については、登録を受けている当該都道府県の介護保険担当課にお問い合せください。

* 介護支援専門員登録移転申請書（第３号様式）
* 介護支援専門員証登録移転交付申請書（第１１号様式）（＊専門員証の交付を希望しない場合は不要）
* 住民票
* 写真２枚（★Ａ）
* 介護支援専門員証（平成１８年度以降介護支援専門員証の交付を受けていない人は介護支援専門員登録証明書及び携帯用登録証明書）

＊いずれも原本を添付、紛失した場合は誓約書を添付

* 三重県収入**証紙**２，０００円分（県内の主要銀行等で購入。郵便局で販売している収入**印紙**ではありません。）

＊ 提出書類の作成は、申請書の注意書きをご確認のうえ行ってください。

**氏名又は住所を変更した場合**

注　意

平成２７年４月１日より、介護支援専門員証の記載事項のうち「住所」の表記がなくなります。

　この変更により、介護支援専門員証の書換えが必要となるのは氏名の変更があったときのみとなります。住所のみの変更の場合は、介護支援専門員証は発行されないため、現在お持ちの介護支援専門員証は、有効期間満了日まで有効です。

　しかし、登録事項の変更は必要となりますので、必ず下記の所定の手続きをお願い致します。住所変更の届け出がない場合は、郵送による重要なお知らせが届かないことがありますので、必ず住所変更を届け出るようお願いいたします。

平成２７年４月１日以降に申請書を提出される方で、下記の変更事項があった場合は、それぞれの必要書類を揃えて提出してください。

【住所のみ変更があった場合】

* 介護支援専門員登録事項の変更届出書（第６号の２様式）
* 住民票

【氏名の変更、氏名と住所の変更（介護支援専門員証の交付を受けている方）】

　（介護支援専門員証の交付を受けている方が、氏名のみ変更する場合や、氏名と住所を同時に変更する場合の手続きのご案内です。）

* 介護支援専門員登録事項の変更届出書兼介護支援専門員証書換え交付申請書（第６号様式）
* 介護支援専門員証

　　＊原本を添付、紛失した場合は誓約書を添付

* 住所変更の場合、住民票。氏名変更の場合、戸籍抄本。（氏名・住所の両方を変更する場合は、住民票と戸籍抄本の両方が必要です）
* 写真２枚（★Ａ）
* 三重県収入証紙２，０００円分（県内の主要銀行等で購入。郵便局で販売している収入**印紙**ではありません。）

＊ 提出書類の作成は、申請書の注意書きをご確認のうえ行ってください。

【氏名の変更、氏名と住所の変更（介護支援専門員証の交付を受けていない方）】

　（介護支援専門員として登録はしているが介護支援専門員証の交付を受けていない方が、氏名のみ変更する場合や、氏名と住所を同時に変更する場合の手続きのご案内です。）

* 介護支援専門員登録事項の変更届出書（第６号の２様式）
* 住所変更の場合、住民票。氏名変更の場合、戸籍抄本。（氏名・住所の両方を変更する場合は、住民票と戸籍抄本の両方が必要です）

**介護支援専門員が死亡又は欠格事由に該当した場合**

**下表の左欄に掲げる事項に該当した場合は、３０日以内に右欄に掲げる方がその旨を都道府県知事に対して届け出る必要があります。**

|  |  |
| --- | --- |
| 亡くなったとき | 相続人  ＜第７号様式＞ |
| 成年被後見人又は被保佐人となったとき | 後見人又は保佐人  ＜第７号式＞ |
| 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当したとき | 本人  ＜第７号の２様式＞ |
| 介護保険法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行をうけることがなくなるまでの者 | 本人  ＜第７号の２様式＞ |

次の書類を揃えて、提出してください。

* 介護支援専門員死亡等届出書（第７号様式又は第７号の２様式）
* 届出理由に該当することを証明する書類
* 介護支援専門員証（平成１８年度以降資格登録者及び介護支援専門員登録証明書の変更・更新した者のみ）又は介護支援専門員登録証明書及び携帯用登録証明書

＊いずれも原本を添付、紛失した場合は誓約書を添付

* 介護支援専門員証の交付を受けていない方は登録通知書

＊ 提出書類の作成は、申請書の注意書きをご確認のうえ行ってください。

**介護支援専門員資格登録簿の登録を消除したい場合**

**自ら登録の消除を申請することができますので、次の書類を揃えて提出してください。**

* 介護支援専門員登録消除申請書（第８号様式）
* 介護支援専門員証（平成１８年度以降資格登録者及び介護支援専門員登録証明書の変更・更新した者のみ）又は介護支援専門員登録証明書及び携帯用登録証明書

＊いずれも原本を添付、紛失した場合は誓約書を添付

* 介護支援専門員証の交付を受けていない方は登録通知書

＊紛失した場合は誓約書を添付

＊ 提出書類の作成は、申請書の注意書きをご確認のうえ行ってください。

**介護支援専門員証を汚損・破損・紛失した場合**

次の書類を揃えて、提出してください。

* 介護支援専門員証再交付申請書（第１２号様式）
* 介護支援専門員証（平成１８年度以降資格登録者及び介護支援専門員登録証明書の変更・更新した者のみ）又は介護支援専門員登録証明書及び携帯用登録証明書

＊いずれも原本を添付

* 亡失の場合、住民票及び誓約書（参考様式）を添付。ただし、介護支援専門員登録証明書又は携帯用登録証明書のいずれかを有している場合はそれを添付すること。
* 写真２枚（★Ａ）
* 三重県収入証紙２，０００円分（県内の主要銀行等で購入。郵便局で販売している収入**印紙**ではありません。）

※提出書類の作成は、申請書の注意書きをご確認のうえ行ってください。

**紛失した介護支援専門員証を発見した・登録が消除された場合**

次の書類を揃えて、提出してください。

* 介護支援専門員証返納書（第１３号様式）
* 介護支援専門員証（平成１８年度以降資格登録者及び介護支援専門員登録証明書の変更・更新した者のみ）

又は介護支援専門員登録証明書及び携帯用登録証明書　　＊いずれも原本を添付

※提出書類の作成は、申請書の注意書きをご確認のうえ行ってください。

* **更新手続きについては、更新研修のお知らせと一緒にご案内いたします。**
* 介護支援専門員証がお手元に届くまでに１か月程度かかることがありますので、ご了承ください。

　　　　　不明な点については、下記までお問い合せください。

　　　　　　　　　　　　　　三重県医療保健部長寿介護課　居宅サービス・介護人材班

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所：　〒５１４－８５７０

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　三重県津市広明町１３番地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電　話：　０５９－２２４－２２６２

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ＦＡＸ：　０５９－２２４－２９１９

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　Ｅ-mail： chojus@pref.mie.jp